

北九州市監査公表第13号

令和7年7月29日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	梅	田	久	和
同	鷹	木	研	一
同	大	久	保	無
				我

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

定期監査

2 措置を講じた局

保健福祉局

上下水道局

子ども家庭局

3 監査の期間

令和6年7月5日から令和7年2月6日まで

4 監査公表の時期

令和7年2月28日（令和7年監査公表第2号）

5 監査の結果に基づく措置の状況

(1) 保健福祉局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
ア 支出事務 (ア) <u>物品購入について</u> (動物愛護センター) 動物愛護センターの物品購入について、予定価格が20万円を超えるものは技術監理局契約課において契約すべきであるが、決裁区分を消費税抜きの予定価格で判断したため、担当課で契約していた。 市事業所長等専決規程及び市副市長以下専決規程（以下「専決規程」という。）では、予定価格の金額に応じて契約決裁権者が定められている。 契約課で契約すべきものを担当課で契約することは、専決規程に反するとともに、予算の効率的執行の面からも適切でない。 適正な事務処理をされたい。	今回の指摘については、物品購入事務処理にあたり、専決区分の確認が不十分であったことが原因で誤りが生じたものである。 そのため、今後、同様の誤りが生じないように、令和6年9月25日の事務改善会議における文書事務研修の中で、指摘事項について発生原因等共有するとともに、改めて「契約事務の手引き」を用い、契約事務の手順や注意しなければならない点などを確認して、再発防止の徹底を図った。 また、「重点リスク評価表」に今回の指摘事項を追加記載し、事案を風化させないように図っている。 《局全体の対応について》 令和6年12月19日に今回の指摘事項の内容及び適正な会計事務処理の徹底について、局内に通知し、周知を図った。 また、令和7年2月7日に実施した局内の幹部会において、改めて注意喚起を行い、適切な事務処理に努めるよう依頼した。

(2) 上下水道局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
ア 契約事務 (ア) <u>契約事務について</u> (営業課) 北九州市上下水道局（以下「北九州市」という。）は、「宗像地区事務組合水道事業包括業務委託に関する基本協定」及び「宗像地区事務組合と北九州市との間における水道事業に係る事務の代替執行に関する規約」などに基づき、宗像地区事務組合の水道事業に係る水道料金、手数料等の徴収に関する事務（以下「営業事務」という。）を行っている。 北九州市は、営業事務のうち、料金案内業務、検針業務、収納業務などについて、民間事業者へ委託し、「宗像地区事務組合上下水道料金等徴収関連業務委託契約（以下「本契約」という。）」を締結している。 本契約仕様書において、検針業務用帳票は、受託事業者がその負担により調達し、管理するものと区分されているにもかかわらず、令和5年10月開始の「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」に対応するための検針業務用帳票を作成するため、本契約とは別に「帳票類発注管理業務委託契約（以下「別契約」という。）」を締結し、別契約においても検針業務用帳票を調達、管理することとしていた。	今回の指摘事項を踏まえ、再発防止策として以下の対策を実施した。 1 業務マニュアルの見直しを行い、指摘された営業業務の契約や支払に関する事務手順・注意事項等について追記した。 2 令和6年11月開催の営業課事務改善会議において、今回の指摘事項を説明し、再発防止に向けて研修を実施した。特に、新規採用職員や契約事務の経験不足な職員に対しては、契約に関する実務研修を同年11月に2回実施した。 《局全体の対応について》 令和7年2月25日開催の上下水道局部課長会議において、今回の指摘事項について説明し、各課においても適正に事務処理を行うよう注意喚起した。

監 査 の 結 果	措 置 状 況
地方自治法では、事務を処理するに当っては、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとされている。 また、技術監理局が定めた市業務委託要綱では、委託に当たっては、経済性又は能率性の向上が図られることを満たさなければならないとされている。 適正な事務処理をされたい。	

(3) 子ども家庭局のうち放課後児童クラブ事業に係るもの

監 査 の 結 果	措 置 状 況
ア その他事務 (ア) <u>事業の管理について</u> (こども若者成育課) 放課後児童クラブは市内130か所あり、市の委託によりクラブ運営団体が事業を実施している。 令和2年度包括外部監査において、「放課後児童クラブが有する多額の余剰金は不正の温床になりやすいため、余剰金残高の精査を行い、必要に応じて保護者負担金の軽減や委託料の見直しを検討することが望ましい」旨の意見があった。 令和5年度末の余剰金総額を確認したところ、包括外部監査の対象であった令和元年度末の余剰金総額と比べて増加しており、改善が進んでいない状況が見受けられた。また、余剰金の精査を十分に行っておらず、市が定めた上限額を超える余剰金を持つクラブが複数あり、当該クラブに対する具体的な指導が十分でなかった。 余剰金はクラブ運営団体が所有するものであるが、多額の余剰金が生じている状況は市の事業として望ましいものではないことから、必要以上の余剰金が生じないように、各クラブの余剰金の精査を十分に行い、より適切なクラブ運営の指導に努められたい。	令和2年度以降、余剰金を持つ放課後児童クラブに対して状況の確認や指導を行っていたが、令和6年度は、放課後児童クラブ運営委員長連絡会議を臨時開催し、監査での指摘事項や計画的な余剰金の活用等について再度説明を行った。 また、余剰金が多額になっている一部のクラブについては、令和7年度の委託料を減額し、余剰金の活用を図るなどの取組みが開始された。 今後も放課後児童クラブの余剰金の状況を確認しながら計画的な執行を指導するとともに、必要に応じて、余剰金活用に向けた協議を検討したい。 令和7年2月21日にこれらを職員に改めて周知し情報共有を図った。